

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丙備二発第27号、丙企画発第26号
丙生企発第62号、丙刑企発第43号
丙交企発第52号、丙情企発第35号
令和3年5月7日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁情報通信局長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき区域の追加等について（通達）

本年4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたところであるが、本日、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）については、愛知県及び福岡県を追加し、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県とするとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を本年5月31日までとする旨が、また、法第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）については、北海道、岐阜県及び三重県を追加するほか、宮城県を除外し、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び沖縄県の区域とするとともに、重点措置を実施すべき期間を本年5月31日までとする旨が、それぞれ公示された（別添1）。また、これに併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が変更された（別添2）。

緊急事態宣言等を受けた警察の対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について（通達）」（令和3年2月12日付け警察庁丙備二発第5号ほか）等において示達したところであるが、本日、緊急事態措置区域が追加されたこと等を踏まえ、引き続き、同通達等に基づく対応に万全を期されたい。

なお、変更後の基本的対処方針において、緊急事態措置区域に属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）、重点措置区域である都道府県及びそれ以外の都道府県で実施すべき措置として、それぞれ以下が変更されるなどしている。

○ 特定都道府県

- ・ 緊急事態措置区域で開催される催物（イベント等）について、主催者等に対し

て、法第24条第9項に基づき、設定した規模要件等に沿った21時までの開催を要請する。併せて、開催に当たっては、業種別ガイドラインの遵守の徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう、主催者等に求めるなどする。

- ・ 法第45条第2項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。）に対して休業要請を行う。
 - ・ 法第24条第9項に基づき、飲食店以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設に対して、営業時間の短縮（20時まで）を要請する。
 - ・ 都道府県知事の判断により、令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設に対する使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力を要請する。
 - ・ 都道府県知事の判断により、法第45条第2項に基づき、「入場をする者の整理等」を行う場合は、事業者に対して、入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかける。
 - ・ 法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行う。
 - ・ 職場においては、感染防止のための取組（社員寮等の集団生活の場での対策等）等を徹底するよう、実践例も活用しながら促す。
- 重点措置区域である都道府県
- ・ 都道府県知事の判断により、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）を行わないよう要請する。
 - ・ 重点措置区域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等以外の令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）について、営業時間の短縮（20時まで）を要請するとともに、入場整理等について働きかけを行う。特に、緊急事態措置の実施期間においては、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかける。
 - ・ 法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行う。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（社員寮等の集団生活の場での対策等）等を徹底するよう、実践例も活用しながら促す。また、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかける際には、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。

官庁報告

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の変更する公示

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示（令和三年四月二十二日）の全部を次のとおり変更し、令和三年五月十二日から適用することとしたので、公示する。

令和三年五月七日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

（一）緊急事態措置を実施すべき期間 令和三年四月二十五日（愛知県及び福岡県については、同年五月十二日）から五月三十一日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第三十二条第五項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

（二）緊急事態措置を実施すべき区域 東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

（三）緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の変更する公示

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和三年四月一日）の全部を次のとおり変更する。

令和三年五月七日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

（一）まん延防止等重点措置を実施すべき期間 令和三年四月五日から五月三十一日までとする。

（二）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県については、感染状況等に特段の事情がない限り、令和三年四月五日から五月十一日までとし、期間の延長は行わないこととする。
- ・沖縄県については、令和三年四月十二日から五月三十一日までとする。
- ・愛知県については、令和三年四月二十日から五月十一日までとする。
- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和三年四月二十日から五月三十一日までとする。
- ・愛媛県については、令和三年四月二十五日から五月三十一日までとする。
- ・北海道、岐阜県及び三重県については、令和三年五月九日から五月三十一日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第三十一条の四第四項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（三）まん延防止等重点措置を実施すべき区域 北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

（三）まん延防止等重点措置の概要 新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 5 月 7 日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

その上で、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

